

「G20の貿易及び投資措置に関する報告書（第19版）」  
（概要）

平成30年7月  
経済局国際貿易課

7月4日、世界貿易機関（WTO）は、「G20諸国の貿易措置に関する報告書（第19版）」を公表したところ、ポイントは次のとおり。

本報告書は、2008年の世界金融危機以降に導入された貿易制限措置を監視するため、2009年以降、約半年ごとにWTO事務局が作成しているもの。今回の報告書は、2017年10月16日から本年5月15日の約7か月間に導入された措置を対象としている第19版。なお、本報告書が対象とする措置は、G20各国の通報に基づきWTO事務局が選択したものであり、措置がWTO協定と整合的であるか否かは問われていない。

- G20諸国は、今回の期間において、関税の引き上げ、より厳格な通関手続き、租税及び輸出税の賦課を含む、39件の新たな貿易制限措置を適用。月平均約6件で、前回調査期間（2017年5月16日から10月15日）における月平均の3件を大きく上回る。
- G20諸国は、今回の期間において、関税の撤廃・引き下げ、簡略化された輸出入通関手続き、輸入税の引き下げを含む、47件の貿易促進措置を導入。月平均約7件で、前回調査期間における月平均の6件をわずかに上回る。
- 今回調査期間において、輸入促進措置の対象となる貿易額（827億米ドル）は、輸入制限措置の対象となる貿易額（741億米ドル）よりも大きい、前年の同期間における輸入促進措置の対象となった貿易額の約半分の水準。輸入制限措置の対象となる貿易額は、前年の同期間に比べて、1.5倍以上の水準。
- 貿易救済措置に関しては、前回調査期間に比べて、G20諸国による他国の措置への調査開始の件数はわずかに増加し、撤廃の件数は大きく増加。他国の措置への調査開始の件数は、本調査期間において記録された全ての貿易措置の約半分（49%）を占める。本報告書に記録された他国の措置への調査開始の対象となる貿易額は、523億米ドルと推定され、過去2回の報告書に比べて、非常に高い水準。本調査期間における貿易救済措置の撤廃の対象となる貿易額は、62億米ドルと推定される。
- 世界経済が、世界金融危機後の持続的な経済のモメンタムをようやく生み出そうとしている中で、貿易制限措置の拡散により創出される不確実性が、経済回復を危機に追いやる可能性がある。多角的貿易体制は、このような問題を解決するために構築されたものであり、そのためのツールを有している。しかしながら、更なる状況の激化は、体制そのものに、潜在的な大きなリスクをもたらさう。このような問題に直面した際の体制の強靱性及び機能性は、それぞれの全ての加盟国に依拠するものである。G20諸国は、状況の激化を回避し、一層の貿易の回復を促進するために、手の内にある全ての手段を行使しなければならない。